

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

上記の手当を受給している方は、毎年8月にそれぞれ次の届出が必要です。

○児童扶養手当を受給している方

児童扶養手当を受給している方は、「現況届」を提出する必要があります。

現況届は、毎年8月1日における状況を記載し、引き続き児童扶養手当の受給資格があるか確認するための届出です。届出の際、住民票謄本などが必要です。

○特別児童扶養手当を受給している方

特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」を提出する必要があります。

所得状況届は、毎年8月1日における状況を記載し、引き続き特別児童扶養手当の受給資格があるか確認するための届出です。届出の際、身体障害者手帳や愛護手帳の提出が必要です。

この届出をしないと、当該年度の8月からの手当を受給できなくなります。

また、提出せずに2年を経過すると、時効により手当を受ける資格がなくなりますのでご注意ください。

受給者には個別に通知しますので、通知後、持参するものなどをご確認のうえ、早めの提出をお願いします。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

戦没者などのご遺族のみなさんへ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母など）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者などの死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面 25万円（5年償還）

■請求窓口

佐井村 住民福祉課 担当 住民係（☎38-2111）

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：竹内